

第百五十六回国会

参議院文教科学委員会会議録第十二号

平成十五年五月十五日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十四日

辞任

千景君

補欠選任

泉 信也君

出席者は左のとおり。

委員長

大野つや子君

理事

仲道 俊哉君
橋本 聖子君
佐藤 泰介君
山本 香苗君
林 紀子君

委員

有馬 朗人君
有村 治子君
泉 信也君
大仁田 厚君
後藤 博子君
中曾根弘文君
岩本 司君
江本 孟紀君
神本美恵子君
山根 隆治君
草川 昭三君
畑野 君枝君
西岡 武夫君
山本 正和君

文部科学副大臣

渡海紀三朗君

事務局側

常任委員会専門員

巻端 俊兒君

政府参考人

文部科学省初等中等教育局長 矢野 重典君
文部科学省高等教育局長 遠藤純一郎君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○独立行政法人日本学生支援機構法案(内閣提出)

○独立行政法人海洋研究開発機構法案(内閣提出)

○委員長(大野つや子君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十四日、扇千景君が委員を辞任され、その補欠として泉信也君が選任されました。

○委員長(大野つや子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

独立行政法人日本学生支援機構法案及び独立行政法人海洋研究開発機構法案の審査のため、本日の委員会に文部科学省初等中等教育局長矢野重典君及び文部科学省高等教育局長遠藤純一郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大野つや子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大野つや子君) 独立行政法人日本学生支援機構法案及び独立行政法人海洋研究開発機構法案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○有村治子君 おはようございます。自由民主党の有村治子でございます。

三十分、今日は特に日本学生支援機構法案について集中してお伺いさせていただきますと思います。

早速入らせていただきますが、今回、今まで大学院生に関しては奨学金返還免除制度というのがありましたが、これを廃止して、特に優れた業績を上げた大学院生を対象とした大学院卒業時の返還免除制度を導入するというふうに理解しておりますが、この優れた業績というものをどうやって測るのかということについて、参考人の方々の御意見を伺いしても、私自身はまだまだ納得、この制度でいくのかというような納得をできるような感じではありませんでした。どのような、論文の評価など、どのような基準で大学院生の優れた業績というのを測りになるのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

特に、なかなか学業成績というのは相対的なものであつて客観性がなかなか出てこない、かつ皆さんが納得するような客観的な指標を持たないという感じがするというジレンマの中でどのようにこれをマネジメントされるのか、教えていただきたいと思っております。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 新しい返還免除制度でございますけれども、御案内のように、大学院において専攻する学問分野での顕著な成果や世界レベルでの発見、発明はもとより、当該学問分野に關係する文化、芸術、スポーツ等での目覚ましい活躍等の優れた業績を評価をしまして、卒業時に返還を免除することによりまして、我が国のあらゆる分野で活躍し、その発展に貢献する中核的人材を育成するということを目的とするものでございます。

一つには、選考手続の面でございまして、機構が一定の基準を示しまして、そして各大学院におきましてこれに基づきました学内推薦基準を作成をして、それに照らしまして、学内での選考委員会を組織して、そこで選考を行うことになるわけでございます。そして、候補者を選定をいたしましたして機構に推薦をし、機構で最終的に決定すると、こういう流れになるという方向で検討をしてございます。

お尋ねの、優れた業績をどう判断するか、という、基準をどうするか、という話でございますけれども、当該のそれぞれの大学院における教育研究活動や、学外における活動の状況を多面的に評価できるように配慮することが必要だと、こう考えておりました。例えば本人の修士論文、博士論文と、あるいは授業での成績、場合によりましては、これは修士論文がございまして、特定の論文に代えまして特定の課題というところがあるわけでございまして、それについての成果と、あるいは学会等における本人のいろいろな活動と、あるいは芸術の分野でございまして国内外のコンクール等における評価といったようないろいろな項目の総合評価ができるような、そういう基準を設けて、第一次的には学内の選考委員会を選定をしていくと、こういうような方向になるかと、今そういう形で検討をさせていただいておると、こういうことでございまして、いずれにしても、基準の策定に当たりましては、新しい制度の趣旨が十分に生かされまして、各学問分野で公正に免除者が決定されるよう適切な仕組みを作っていく、そしてそれが学生が頑張ろうと、こういう学生の目標となるような、そういう基準になるようにしていく必要があると、

でございます、具体的な制度設計は現在検討中でございます。

一つには、選考手続の面でございまして、機構が一定の基準を示しまして、そして各大学院におきましてこれに基づきました学内推薦基準を作成をして、それに照らしまして、学内での選考委員会を組織して、そこで選考を行うことになるわけでございます。そして、候補者を選定をいたしましたして機構に推薦をし、機構で最終的に決定すると、こういう流れになるという方向で検討をしてございます。

お尋ねの、優れた業績をどう判断するか、という、基準をどうするか、という話でございますけれども、当該のそれぞれの大学院における教育研究活動や、学外における活動の状況を多面的に評価できるように配慮することが必要だと、こう考えておりました。例えば本人の修士論文、博士論文と、あるいは授業での成績、場合によりましては、これは修士論文がございまして、特定の論文に代えまして特定の課題というところがあるわけでございまして、それについての成果と、あるいは学会等における本人のいろいろな活動と、あるいは芸術の分野でございまして国内外のコンクール等における評価といったようないろいろな項目の総合評価ができるような、そういう基準を設けて、第一次的には学内の選考委員会を選定をしていくと、こういうような方向になるかと、今そういう形で検討をさせていただいておると、こういうことでございまして、いずれにしても、基準の策定に当たりましては、新しい制度の趣旨が十分に生かされまして、各学問分野で公正に免除者が決定されるよう適切な仕組みを作っていく、そしてそれが学生が頑張ろうと、こういう学生の目標となるような、そういう基準になるようにしていく必要があると、

でございます、具体的な制度設計は現在検討中でございます。

すし、十分そういう点についても周知を図ってまいりたいと、こう思っておる次第でございます。

○有村治子君 以前でも質問させていただきましたけれども、人は測定する物差しによってその能力を伸ばしていくということわざ、以前御紹介申し上げましたけれども、とすると、やっぱりどういいう物差しを使うかということ、単なる今回の法案の審議だけではなくて、文部科学省、日本の教育行政としてこういう物差しの人を優秀な人と認めて、こういう優秀な人たちの英知と努力をもって日本の国際競争力を上げていくんだというメッセージを出すということ、単に法案だけではなくて国家戦略としてもすごく大事なことととも、その物差しの精度を高めるといふのが生きているかどうかと適切な物差しであるのかどうかという、その精査はなるべく早い段階でお進めいただきまして、来年の四月には明確にコミュニケーションができるように是非準備していただけたらと有り難いと存じます。

次に、大臣にお伺いさせていただきたいと思っております。

おとこの参考人のお話を伺ってもますますその意を強くしたんですけれども、やはり私は社会のセーフティーネットとしての奨学金支援、特に経済的に困難な状況に本人あるいはその御家庭が置かれた場合に、能力と意欲がある学生、学びたい人には学ぶ機会を保障するというセーフティーネットを、セーフティーネットをちゃんと用意しておくということは、これからも引き続きますます大事になるというふうに私も認識しています。

しかし、それと同時に、そのセーフティーネットを作る、セーフティーネットを作るためにも、社会の牽引役となる、どんどん高い可能性を持った人たちが、人材の育成も、そのうちあるいは本人の経済力いかにかわらず、ハイポテンシャルな人たちが日本が見付けて、その人たちの、牽引役となる、エンジンになってもらうためのサポートをすることが大事だと思っております。

す。

しかし、参考人の御意見でも出てきたのは、高度な人を育てようと思えば思うほど、高度な高等教育では授業料が高くなる。つまり、会社も辞めていかなきゃいけない、大学院ですます高度な勉強はしたいんだけど、経済的には一時的かもしれないけれども、どちらかというとパニッシュメント、インセンティブというよりは、非常に何百万かの授業料を払わざるを得ない。このよう状況の中でどうやって高い可能性を持つて社会の牽引役となってくれるような人々を日本として育てていくのか、その考えを教えてくださいたいと存じます。

○国務大臣(遠山敦子君) 委員御指摘のように、これからの日本を支えていくのは、もちろん国民一般が優れた潜在能力を伸ばしていくというのは大切でございます。学ぶ意欲のある者が奨学金という形で学ぶ機会を得るというようなことをしっかりとやっていくということも大切でございますが、同時に日本の中においても社会の各分野で指導的な役割を果たし得る本当に力を持った人材というものは大変大事でございます。

その意味で、奨学制度の中にも、奨学的な考え方と同時に人材育成という要素も盛り込んだ提案を今回しようとしているわけでございますが、同時に、一般の教育制度の中でどのように優れた力を育成していくか、あるいはそういう潜在能力を伸ばしていくかということは大変大事なことになるまいとおります。特に、これからの新世紀、いろんな面で混沌とした中で日本が存続し続け、発展、繁栄というものを維持していくためには、そういう本当の意味での力を持った人の育成というのは大変大事でございます。そういう角度からは、専門分野に力を持つと同時に国際的にも活躍できる能力を持った人、また人間としての魅力を持った人物でなくてはならないわけでございますが、そういう中で私はやはり大学における教育能力、教育機能というものを高めていく必要があるというふうに考えております。

そのためには、最近やっているものとして、例えば、高度専門職業人の養成に特化した教育を行います専門職大学院制度を創設いたしておりますし、また、国公私を通じまして、学問分野ごとに世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援する、これによって高度な人材養成機能も持つような世界最高水準の大学作りを推進しようとしている二十一世紀COEプログラムの実施ということも始めています。

こういった幾つかのインセンティブを示すことによりまして、各大学において本当の意味で優れた人材を育成していく、そういう機運を盛り立てていく必要があると思われ、また制度としてもそういうものを開いていく必要があると思っております。

また、今年度からは特色ある教育支援プログラムというのでも走らせようというところでございまして、これは国公私を通じて優れた教育を展開しようとしている、あるいはしている、そういう大学に着目して財政的な支援も行うというプログラムでございます。

そのような様々な方途を駆使しながら、先ほどの奨学金の返還免除制度もその一つでございますけれども、そういったものを通じて、今後とも日本の未来をリードしてくれるそういった人材を育成していきたいというふうに考えております。

○有村治子君 ありがとうございます。

昨日の夕刊に、IMD、スイスの国際経営開発研究所が毎年出している世界の競争力ランキングというのの二〇〇三年度版が出版して、それから私もホームページの資料なんかを調べてみたんですが、残念ながら日本の国際競争力が落ちてきているところ、最下位、先進国の中で最下位だったのが日本の高等教育、特に大学教育が競争力のある人材を供給しているかという項目で日本の評価は去年に続き最下位だった。それから、私が調べた限りでは、産学官の連携がうまくいっているかというのも日本がずっと最下位であった

ということを見ると、今お話しいただいた具体的な戦略というのものがすごく大事なんですが、これを一歩踏み出して、国際的にどう評価されるか、その相関関係を是非追っていただきたいなというふうに思います。

特にショックを受けたのが、昨日のIMDの、スイスのIMDによる国際競争力ランキングで、ちよつと今年は表現の仕方が変わったんですが、日本の上にマレーシアとか台湾とかタイ国がある。これは単なる教育力だけではなくて、経済状況とか政府の効率性、ビジネスの効率性、インフラという四項目があるんですが、最近上位になってきているこれらのアジアの国というのを考えると、どうして日本がこんなに、特に教育において最下位を付けられるのか、あるいは急に順位を上げていく国というのがどこが違ってきているのかということの予算をしっかりと付けて調査していただけたらいいです。日本のせつ々しいプログラムがこれから立ち上がっていくとすれば、その状況をしっかりと国際的にも認識してもらえようというPRも怠らないということも大事なことでございまして、

次に、留学生問題についてお伺いさせていただきます。

私の理解が正しければ、シンガポールなんかは、例えば中国の蘇州なんかから経済的に余り裕福じゃない家庭の、しかし優秀な高校生をシンガポールに留学させて、高校と大学の教育を面倒を見てあげて、国費留学生としてシンガポールで迎えて入れて、かつ彼らが卒業後、シンガポール政府のために数年間、X年間働かせる、あるいは政府が勤める職業の中で彼らの留学資金の貢献をシンガポール政府のためにさせるというようなプログラムを持っています。なるほど、こうやって世界に人材をつくらせていくんだということを感じて日本の場合にはなかなか、国費留学生というところを国家的に、国家戦略としてどうやって活用していくのかというところがこれからまだまだ審議

ができるんじゃないかなと思います。

特に、今日お配りした参考資料の一、ちよっとごらんいただけると有り難いんですけども、国費留学生、私もこの費用を見て非常にびっくりしたし、勇気付けられたんですが、日本が国費留学生として受け入れているのが、新規が五千二百人、継続が六千七百人。そして、この給与単価というのが非常に高く、私自身も大学院生としてキャンパスに通っていたとき、国費留学生で海外から来ている、日本にきている留学生はライフスタイルが全然違う非常に豊かな生活をしていただいたの、大学院生で十八万、月額、ヤング・リーダーズ・プログラム、一年のマスターのプログラムだと理解しておりますが、約二十七万円、月間。一年間、あるいは三年間、あるいは四年間のこれだけの政府の費用が日本から出されている。そういう人たちのために二百三十四億円が使われているというのを考えると、この彼らに対しての投資を、日本が、世界じゅうに日本をしつかりと分かつてくれる人、世界に仲間を作っていくということと同時に、日本の将来のために彼らの国とそれから日本との懸け橋になつてもらえるかということ、卒業後のフォローということをもっともつと踏み込んで考えていってもいいのかなというのを私自身は感じます。

去年九月に、アジア学生文化協会という日本の財団、特にアジア、アフリカ、ラテンアメリカから来日する留学生を支援する財団、この出身の前韓国駐日大使の崔相龍教授という方が講演をされました。将来、国際間で、特に日韓だったんですが、微妙な世論になったときにもしつかりと日本の立場を理解して弁護してくれる役割を担つてくれる在日留学生を大事に育てて下さい、もつとはっきり言えば、日本嫌いの留学生を増殖させないでくださいということをおっしゃいました。自分の国も大事に思い、日本のことも大事に思つてくれる友を作ることが日本の国益にかなうことだと強調されました。二度の対日経験、在日経

験を交えて、韓国を代表する知日家である教授のお話というのは戦略的にも、感情的にも、文化的にも非常に説得力があったなということを私は記憶しております。

そういう意味で、この留学生に対する支援というのをどう将来につなげていくか、大臣又は副大臣のお考えを教えてくださいと思います。

○副大臣(河村建夫) 御答弁申し上げます。その前に、先ほどお触れになりましたIMDの結果でございます。

私も、いつもあの結果を見るたびに、これは一体どういうことなんだといつも思わされておるんですが、ただ、別に弁解するつもりもありませんが、これはアンケートの仕方が、若干変わったとは言いがた、その国の国民といいますが、いや企業人ですね、に対して大学の教育が人材教育の面でどうなのか、期待感をこれは求めておるわけでございます。そういう意味で非常な期待感が薄いという、厳しい見方をされておるという表れだと、こう思っております。もつと客観的に見てもらえばここでは、こんな位置ではないかと思ひますけれども、しかし非常に厳しい見方。

それはやっぱり、大学生の学ぶ姿勢とか、又は企業人が大学生を使う、新社員を使つてみたときの期待感との乖離があるんじゃないかと、こう思っております。そういう意味で、先ほど来大臣も答弁されました、優秀な人材をいかにつくっていくかということも日本の教育は特化をしないといけない。

そうすると、大学教育の入口論、出口論の話もあります。その辺の、入口が厳しくて出口が緩やかだといふような、こういうものをどういふふうに変えていくかという問題も、もつと突き詰めて我々も取り上げていかなきゃいけない課題であらうと、こういうことは警鐘を乱打されている、このように受け止めたといふ、こう思っております。さて、今の国家戦略としても、せつかく留学生

を、未来の大使だ、こう言われている皆さんを受け入れながら、結果的に日本の批判勢力になつたのでは、これは何のためにこれだけの国費を使つて、こういう批判もございします。

ただ、これ統計を見ますと、元留学生の七〇%の皆さんは非常に印象を良くしておりますが、どつちでもないという人たちもいる、それから悪くなつたという方々がやっぱり四割ぐらいいるという統計がございます。これは非常にやつぱり重要な、大事な点でありまして、これをいかになくしていくかということをもつと努力しなきゃならないと、こう思っております。

そういう意味で、やつぱりこれは日本の受入れにおいて、寄宿舎の問題とかあるいはそういう外国人に対する差別的待遇を受けたというふうなことも私はその中に一部あると思ひます。国民全体がやつぱり留学生を温かく迎える風土を作る、それから、それぞれの地域に留学生も散らばつてまいりますから、そこでの受入れ方、地方自治体との協力の関係とか、そういうこともしつかり私

はやらなきゃならぬと、こう思っております。ございまして、しかもこれだけの、先ほど委員御指摘ありましたように、国費留学生に対してもあれだけの費用を掛けておるわけでございます。これについては、財政当局辺りは少し下げてもつとたくさんにしたらどうだという意見もあるぐらいでございます。そうした中でございしますが、せつかくの留学生に知日派になつていただいてもいいと思ひます。

また、留学生を、毎年アジア等の留学生を日本にもう一回呼びして、皆に集まつてもらつて意見交換会をするとか、そういうことも行つておるわけでございまして、そういうことをやりながら、この留学生受入れの成果が上がるように更に文部科学省としても努力をしてみたいと、このように思つておるところでございます。

○有村治子君 おとこの参考人の方の非常に参考になったのは、やはり留学生が来てくれるから来てくれないかは、いかに留学生支援の経済的な支

援を厚くするかということも大事だと。だけれども、日本の支援体制がそんなに後れているとは全く思わないということをおっしゃっていました。

要は、やつぱり大学で何を教えるかというコンテンツだ。どんなに生活上のハンディがあつても、いい、本当に素晴らしい、世界第一級の教育をするのであれば、その国に留学生は集まる、世界の頭脳は集まるというふうなことをおっしゃっていました。同感だと思ひます。

だからこそ、沖縄の、この間、恩納村ですが、に大学院大学、沖縄の大学院大学、これは本家に国家戦略として沖縄にポジションを決められたと理解しておりますけれども、あそこでのノウハウというのをどう日本が活用していくのか、単なる一つのキャンパスとしてではなくて、これから参考にしていきたい、ノウハウを取つていきたいと私自身も思っております。

そこで、また留学生について伺ひますけれども、海外から日本に留学してきた学生、特に大学院で留学してきた学生が、日本国内にとどまる限りはPhD、博士号を出さないよと。だけれども、国に帰るんであれば、そちらで運転免許証というが博士号がないと、君も肩書がないと働けないだろうから、肩書を出してあげるよ、しかし日本で研究生としてとどまるんだつたら、ほかの日本人の学生のこともあるから、博士号はすぐには出せないというふうなことが起こっているということを複数の超有名大学のところから私も伺っておりますが、この状況を文部科学省は把握されていらつしやるでしょうか。もし把握していらつしやるのであれば、どういふ対応を考えていらつしやるでしょうか、教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(遠藤純一郎君) そういうダブルスタンダード的な取扱いをしているということは、私も、これはそういうことであつてはいけないうと、こう思っております。具体的にそういうことがあつたという話は聞いておりません。おりませんけれども、やはり今の、特に人文科学系の

博士号、これ大統計で見ますと、その課程を修了した人の二十数%ぐらいしか出ていないと、こういう状況でございます。

国内は、まあしょうがない、そういうものかなという、余りこれも良くないんですけれども、ことがあっても、外国ではそれではやっぱり、国際スタンダードという面からいえばPhDの称号というのはいや、博士課程を卒業しました、そして研究者のスタート台に着きましたと、こういうあかしでもあるわけでございますから、当然それをもらうというのが前提になっておるわけでございまして、日本もそういう意味でまず国内、私どもはとにかく国内でそういうPhDの称号を研究者のスタート台ということで、きちんとそういう能力を持つていける人には出していただきたいということである施策を進めてきておるわけでございまして、そういうことで、まずはとにかく日本においての人文社会系の学位の授与、これを元々、課程制大学院ということで、今私が申し上げましたような趣旨での博士号ということでございまして、是非そういうことで大学の方でそういう取扱いをしていただきたいと、こうかねてから何度も何度も大学の方にお話をしているという状況にあるわけでございます。

○有村治子君 複数の大学からこのような話を聞くんですが、やはりそういうことがなくなっていくよう、特に日本に行ってもPhD、学位を出さないからということが理由で日本に来てくれないでほかの外国に行っちゃうということのないように私も意識していきたいなというふうに思います。

最後に、ちよつとこれは質問通告をしていなくて、かつタイムリーな問題だったので取り上げさせていたのだと思います。大臣又は副大臣がコメントをいただけると有り難いです。

参考資料の二で、昨日の新聞、朝日新聞からちよつと、やつぱりこういう状況が起こっているのかということをお教えられたんですけれども、日本育英会と同時に、民間が、民間の資本、企業家あるいは個人、篤志家の資金によつて、貢献に

よつて何とか何とか記念財団という形で奨学金を出していられようところが非常に多い。だけれども、今の財政難とか、金融リテックができない、資金運用ができないということではなかなかそのプログラムを学生たちに、より多くの学生を支援する、経済的に支援することが難しくなつているといふような現状がこの記事に出ています。

私自身も、家が失業していったときに、大学時代、大学院時代に、三菱信託山室記念財団というのと伊藤国際教育交流財団、民間の資本、民間の善意で支えられた奨学財団から奨学金をいただいた学校を続けることができました。こういうことを考えると、やはり日本としても、財源が厳しくなればなるほど民間の資金あるいは善意が出しやすくなるような制度を作っていくということは、みんなが利することじゃないかなというふうに思います。

特にショックだったのが、ここにも書いてありますけれども、企業財団を中心とする助成財団センターによると、年間五百万円以上を助成した助成財団は全国で六百二十二あり、助成額は五百三億円だったというふうに書いてあります。この額を見ると非常に大きい。五百三億円の善意が民間の奨学資金などに回っているというのは非常に有り難いんですが、一番下のコラムを見ると、その同財団センターによると、米国にはフォード財団など約五万二千の民間の個人・家族、企業財団があり、年間約二百四十億ドル、約二兆九千億円が民間の社会貢献活動に善意として流れているというところを考えると、これ格段の差がある。特に日本の国家予算が八十一兆というところを考えると、その三兆近くはアメリカの善意で、民間の善意が民間の奨学支援なんか流れている。

だとすると、やはり日本も、もつと寄附ができるようにする、もつと財団運用が、この金融運用難だからこそ法人税の課税なんかを絶対に反対して民間の資本が民間の支援に流れやすくなるということ、文部科学省としても戦略的に動いていただきたいと思ひます。特に私立大学の研究費の

課税については本当に御尽力いただいて、これは大きな一歩だなどというふうに思っているのですが、この分野に関して踏み込んだ一歩を歩み出しますよというふうなもしお考えがあれば、その宣言もしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(遠山敦子君) 税制の扱いは政府全体の問題ではございますけれども、特に我が省の所管している財団法人といふものは、こういう奨学的なものから調査研究をやるようなもの、あるいは文化振興、芸術振興、スポーツ振興、そういう本当になかなか政府の財政上の措置がしにくい分野で、個人の、あるいは財団の、あるいは企業の方々の善意の下にやっている、非常に重要な役割を果たしてもらっている財団なり社団が多いと思ひます。

だから、公益法人一般論ということで、様々な公益法人あると思ひますけれども、特に当省のような場合には、そういう税制、その活動が鈍くなるような税制というのは私は疑問だというふうに考えております。

○有村治子君 以上で私の質問を終わります。やはりこんな時代だからこそ、民間がお金を出して民間を支援するという制度を、私もこれから質問させていただきますし、文部科学省として大臣のリーダーシップを筆頭にお進めいただける上々で終わります。

以上で終わります。

○山根隆治君 おはようございます。

この法案は、関係者、内外の関係者にかなり注目を当然のことですがされている法案でございます。実は、その関係者の一人とも言われる学生さんが私の会館の部屋にこの間陳情に来られました、たまさか私も在室しておりましたので、いろいろな御意見を聞かせていただく機会を得ました。全日本学生自治会総連合、全学連の方からでございますけれども、五、六名で来られて、それぞれの個人的な思いというものもお話をいただきました。

そのうちの一人の方が、学芸大学の学生さんで理系の方でしたけれども、今、九時から二十一時まで、夜の九時まで実験に明け暮れている毎日、アルバイトもできないような状況なので非常に大変な思いをしているということで、是非この際、奨学金の拡充について力をかけてもらいたいと、こういうふうなお話が実はございました。身につまされるようなお話も多々ございました。

他面、日本育英会の労働組合の委員長さんの記事を読ませていただきましたけれども、今回の独立法人化のねらいというのは教育ローン化による銀行救済にその本旨があるんじゃないかと、そういうふうな御指摘も読ませていただきました。

今回のそういういろいろな改正の前進というか変更があるわけでございますけれども、こうした各界の危機に対してはどのようにお答えになられるか、お尋ねをいたします。

○政府参事(遠藤純一郎君) 今回、日本育英会とそれから留学生関係の財団、そして国や大学で行っております留学生関係、学生支援関係の事務を一つにいたしまして日本学生支援機構と、こういうことでお願いをしておるわけでございます。そして、この日本学生支援機構におきましては、従来行っておりました日本育英会における奨学事業をそのまま引き継ぎ継続と。ただし、その中におきまして、先ほど御答弁申し上げましたような返還免除制度、そして、高校奨学金の地方移管といったようなことの制度改正も含めておりますけれども、基本的には、従来行っておりまして奨学あるいは人材育成という観点に立つた奨学事業をしつかりとやっていくというのが趣旨であるというふうに理解しておるわけでございます。

○山根隆治君 今回の法案は骨格を出されたわけで、その血肉というのはこれから付けられていくものだというふうに私理解をするわけでございまして、先ほど御紹介申し上げましたようなそういう声というものを是非身にしっかりと受けていただいて、これから肉付けされる際には是非配慮

していただきたいと思ひますし、また理解がされるように、誤解のないようなひとつ表現というものも是非的確にさせていただきたいというふうに思っているわけでございます。

もう一つ御紹介、新聞記事からさせていただきますけれども、全国大学生協、協同組合連合会が学生さんにアンケートを取ったものが新聞記事としてございます。非常に今般に経済環境の中で、大学生もいろんなやりくりをしながら学生生活を送っているということがこの中からも、アンケートからも出てくるわけでございますけれども、この中で、紹介させていただきますと、節約をしたい費目は何かということについて、外食費というものを挙げておられる。これは七割の方が挙げているということです。増やしたい費目では、約半分の方が貯蓄というふうに答えているんですね。これはどういうふうにも私に理解しているか。大学生の一つは堅実性ということもありまして、いろいろな見方もあるんですけども、今、急なことで頭も回転するの大変でしょうけれども、このアンケート結果についてどんな感想を持ちますか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 急でということでも個人的に申し上げますと、息子が大学院行っているものから、下宿して行っているものから、結構聞いてみると、食事切り詰めてほかには回しているという状況があるというのをよく聞きますけれども、貯金まで回しているというものは、まだ、そこまであれしませんでしたけれども、いろいろ考えてみますと、何か大学院出てどうなるのかなという不安というのは一般的に学生持っているようでございますから、やっぱりどうなるか分からぬ、すぐ就職できるかどうか分からないから、取りあえずそれもやっぱりあれしておこうかなというところかなという、ちよつと直感的に思ったような次第でございます。

○山根隆治君 その直感、私もそういうふうに感じました。
つまり、いろいろな不安、社会全体にびまんし

ている不安というのがございますから、学生さんは学生なりに、そうした四年間の、学部でいうと四年間の生活の中でも不安があるし、あるいはまた、今、局長お話しになったように、社会に出て就職が果たしてできるのかと、そういうことでの不安もあつてのことだろうというふうに思うんですけれども、これ、今貯金しているということじゃなくて、どういうふうにいるのか、貯金をしたいという思いを持っているということだけのアンケートですから実態とはちよつと違うんだらうと思ひます。そんな余裕はないと思ひますけれども、そういうふうにしつたいという、つまり不安ですね、その不安を解消するために食費まで切り詰めていくという、そうしたやっぱり現実というものは、非常にショッキングなこれはアンケートの結果だつたと思ひますけれども、是非、そうした実情というものを十分に御認識された上でこれらの肉付けをお願いしたいと思ひます。

そこで、先般、私の部屋にいられた学生さんが心配をされておりました例の奨学金の問題で、保証を今度は、今まで連帯保証人とかそういうことを探したりされるのは非常に苦労が多いということでも債務保証機関というものを設けるといふ方針を出されているわけでございますけれども、これは確認をさせていただいたんですけども、あくまでも選択制であつて、従来の人的な保証もそのまま生かされる、そして債務保証機関というものを新しく設けるといふことで理解してよろしいんですね。その辺の確認を改めてさせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 今回、従来の人的保証に加えまして機関保証制度を充足させるわけでございますけれども、これは御指摘のように、どちらか一方を選択するといふことでございまして、その選択は学生にゆだねられていると、こういうことでございまして。

○山根隆治君 その点が非常に心配もされておりましたので、改めて今確認をさせていただいた次第であります。

それでは次に、本法律案の法文について少し疑問点、解釈についての疑問点がございまして、一つお尋ねをさせていただきたいと思ひますけれども、第二条、これはもうすべて申し上げて事前にお知らせしますが、この名称でございますが、独立行政法人日本学生支援機構という名称については、審議機関の中で例えばということでの名称が使われていた、それをそのまま使っているということについて議論がなかったのかどうか。つまり、この日本学生支援機構という名称でありまして、留学生を包含したというイメージがどうしてもわかない、わきづらひわけでございます、この辺は、日本人だけでないわけでございますから、対象者が。その辺のイメージに少しおかしさがあると私は思ふんですが、この辺は議論はされたいと思ひます。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 今回の日本学生支援機構でございますけれども、これも先ほど申しましたように、日本育英会のみならず国あるいは留学生関係財団法人において実施されていた事業を一つにして実施するということでございまして、その名前をどうするかということでございますが、これは日本人学生と外国人留学生に対する各種の学生支援施策を総合的に実施する機関だといふこと、それと日本にある機関であるといふことを明確にするといふことでございまして、日本学生と対する支援のための機構といふことでございまして、学生の中には日本人学生も留学生も全部入ると。

ですから、日本にある、そういう留学生も含んだ学生を支援する機構と、こういう意味でこういう名前が適切だろうといふことでございまして、名前になったといふふうには理解しておりますし、学生と、日本人学生といふふうには誤解されないようなそういう広報も必要だろうと、こういうふうには思つておる次第でございます。

○山根隆治君 いろいろな議論があつたか、ほかにどんな案があつたかといふこともお伺ひいたします。

としたんでございますが、余りこの点について追つ掛けていくと時間を費やしますので、今、最後に述べられたように、誤解のないようにひとつ是非折に触れてアピールしていただきたいと思ひます。

次に、第四条でございますけれども、本機構については、「主たる事務所を神奈川県に置く。」といふことで書かれているんですが、神奈川県もすばらしいところですが、埼玉県もすばらしい実のところであつて、何で神奈川県なのか、お尋ねします。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 従来から、日本育英会につきましては、国の行政機関の移転促進対象機関と、こういうことで、いつどこにということについてはずっと従来からそういう議論があつたわけでございますけれども、そこで平成十四年の六月に、国の機関等移転推進連絡会議におきまして、平成十四年度中に具体的な移転計画を取りまとめ平成十六年度を目途に同計画を実施すると、こういうことが決められてまして、そこでどこにするかということがあつたわけでございますが、移転の速やかな実施あるいは業務上必要な金融機関等との連絡などの条件を考慮して候補地を選定を行ひまして、それで東京工業大学が学生のメンタルヘルスケアと、総合棟といったようなものを長津田のキャンパスに造るといふ計画がございまして、じゃ相乗りといふわけでもございませぬけれども、それと合築といふことで、そういう整備も視野に入らまして本部機能の移転整備を行うこととしたといふことでございまして、それで長津田でございますから神奈川県と、こういうこととにさせていただきますといふことでございまして。

○山根隆治君 私は、小泉総理は神奈川県です、民主党の党首の皆さんが東京工業大学だから、そういうことをまさか配慮したんじゃないと思ひますけれども、私は、神奈川県という海のあるところというのは、大体はつておいても、首都圏であれば発展するといふか注目される場所です。ですから、海なし県というのは非常に苦

労をしている県が非常に多いんですよ。そういう意味では、七百万も擁する埼玉県もあるわけですから、是非これから幅広い角度でその設置についてはお考えもいただきたいということで、ローカル色丸出しで申し訳ないんですけども、何かの折にまたひとつ頭の片隅に置いておいていただければと思います。

それでは、続きまして第九条でございますけれども、「理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。」と、こういうことでございます。

育英会の場合ですと、これは会長、理事長、今回は会長という役職はありませんけれども、三年であつたわけでございますけれども、今回のこの法案では理事長の任期が四年ということになっているわけでございますけれども、私はやはりこれは三年と理事長の任期はすべきだったというふうに思っております。なぜ四年なのか。

○政府参考人（遠藤純一郎君） 理事長の任期でございます。

御案内のように、これまで育英会については三年、ほかの財団は二年という形であつたわけでございますけれども、法人業務の運営の最終の責任者ということで、経営能力を十分に発揮していただいて一定の成果を上げるためにはある程度の期間が必要であらうと、こういうことで四年という形にさせていただきました。

ほかの独立行政法人の理事長を見ますと、ほぼ大半が四年ということもございまして、そういう、まあ右に倣えじゃありませんけれども、そんなような形で四年にさせていただいたということでございます。

○山根隆治君 大半がということですが、大半がちょっとおかしいと思います。

というのは、理事については、監事もそうでしたでしょうか、理事長がこれは任命するということにたしかになっていたと思うんですね。そうすると、世間でよくあるのは、任命された人は任命権者に従うというか、そういう美意識というものが

私はあるんじゃないかと思うんですね。そうすると、理事長が退任されるときに、理事の方も、美意識を持った方なら、じゃ私も一緒にということに退任されるということになると、私は非常にいろんな管理運営上の問題で支障を来すんじゃないかというふうに思っています。

ですから、そこはやはり三年なら三年ということと、少し時期をずらして、将来的には数字的には一緒になつてしまふときもありまうけれども、私はやはりそこで継続性というか、そういうことを保つためには、この四年そして二年ということとを、理事が二期やつたら四年になるわけでございますから、併せてというふうな形を避けるためにも、やはりそこはずらしておく配慮も必要だったと思うんですけれども、今後のことを含めてどのようにお考えになりますか。

○政府参考人（遠藤純一郎君） 御説明をさせていただきますと、独立行政法人制度というのは、言わば業務を理事長にお任せをする、したがって業務の執行についても理事長が責任を負うということですから、その手足になりますあるいは共同責任を負う理事につきましても、理事長は共同運命体という考えがございまして、独立行政法人制度そのものにおいても、そういうことで役員の任期についても理事長と同じか、あるいはずれないようには何分の一かと。ですから、今回二年になつておりますけれども、四年、二年。ですから、要するに責任を持っている人がこれで大丈夫だという人を選ぶという仕組みになつていくという、基本的にはそういうことでございます。

ただ、御指摘のように、じゃみんな一斉に、じゃ何月、三月三十一日で全部辞めちゃう、替わるといふのも業務の継続性という意味でどうかという御指摘も、御心配もあるわけでございますので、それは運用でいろんな工夫が必要になつてくるのかと、こう思っております。

○山根隆治君 是非、いろんな工夫をしていただいて、そうした問題、具体的に生じないようにひとつ御留意をいただきたいと思ひます。

それでは、第十三条でございますが、十三条の二項、「外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助をすること」ということでございます。その一項の問題、「経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。」ということとでございますけれども、これは大学間の協定によつて外国に派遣される留学生に対して、政府の方から、あるいはそのほかの機関から学資の支給をする、こういうことでございまして、これもこれは事前に調べさせていただくと一律八万円というふうになつておるんでございますけれども、なぜ一律にしてあるのか、お伺いいたします。

○政府参考人（遠藤純一郎君） 外国に派遣する留学生に対する援助制度といたしましては、今、大学間交流協定に基づきまして、日本人学生を海外へ派遣する制度ということで、一つには短期留学推進制度、もう一つは最先端分野学生交流推進制度、先導的留学生交流プログラム支援制度といったような制度を実施しております、それぞれ御指摘のように一律の奨学金と、こうなつておるわけでございます。

これは大学間、一つには、大学間交流協定に基づく留学生交流におきましては、それぞれの協定に基づいて、授業料等については相互免除を行ない、そして場合によつては宿舍の提供の便宜が図られると、こういうことも、協定によつてでございますけれども、そういうこともあるわけでございます。

そして、奨学金というのは必要な生活の実費といたうことを勘案して決められておるわけでございますけれども、確かに先によつていろいろだということはあると思ひますけれども、ただ、また更に個別に見ますと、個々の留学生ごとに宿舍の便宜が図られておるかどうか、あるいは、日本でもそれぞれいろいろありますけれども、派遣地域の生活費がどの程度かといったようなことを個々に把握をしまして支給するというのは実質的

にはかなり困難だということで、そういうこともございまして一律の金額による奨学金になつていくと、こういう事情でございまして。

○山根隆治君 大学間の協定の内容によつてかなり千差万別ですよ。ですから、私は、この八万円、一律八万円というの、一つの最低限度というところでは私は八万円というのを設けて、そしてさらに非常にその内容によつては厳しいところについては厚くするというのも必要だと思ひます。

実際に今お話を、御答弁聞くと、そうした個々の状況を把握するには困難も伴うというふうなお話ですけれども、これは文科省だけの仕事じゃありません、やることでもないだろうと思ひます、この支援機構でもやる余地はあると思ひますけれども、つまり、なぜやるかという、そういうことを調べるによつて学生の実態というのが浮き上がってくるというふうに思ひます。ですから、私は、調査してそれを学ぶということにも文科省もなるわけですから、是非この点については今後御検討をお願いしたいと思ひますが、検討についてはどうでしょうか。

○政府参考人（遠藤純一郎君） 学生にとつてやはり一番使いやすいといひますか、そういうのが、学生の生活に合ったというのが一番いいというふうには思ひますけれども、いろんな日本の今奨学金自体も、これも一律、無利子は一律になつておりますし、その辺の兼ね合いを見ながら、きめ細かい制度ができるかどうか、また研究していききたい、こう思っております。

○山根隆治君 是非、研究から検討に進んでいただきたいということを大いに期待をいたして、この点については終わりたいと思ひます。

そして、この法案の法文そのものを離れまして、いろいろな問題点というのを各界から指摘もされておりますし、さきの参考人の質疑の中でもいろんなことが明らかになつてきました。そうした経過を踏まえて、何点かお尋ねを更にさせていただきます。

私は、もう、参考人の方のお話もありましたし、あるいは遠山大臣の御答弁もありましたけれども、時代は育英から奨学というところに向かつてきているという認識を私自身は持っているわけでございます。そういう意味で、奨学金については希望する者すべてに私はこれから適用されていくべきだろうというふうに考える一人でございますけれども、この育英奨学事業についてはやはり条件が付されていて、一種、二種、無利子、有利子、それぞれの貸与事業については貸与基準が、高校の成績が三・五以上、五段階の中でですね、それから大学の成績が学部内において三分の一以内と、こういうことでございますし、有利子についてもそれと同一ような条件が三つそれぞれございます。これはそれぞれ、無利子の場合には二つ、有利子の場合には三つの条件がクリアされていなくてはいけない、全部をクリアしていかないと、こういうことですか、どちらから一つということなんでしょうか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) いわゆる学力面の基準のお話だと思いますけれども、例えば有利子については、今御指摘がございましたように、平均以上の学生の成績、特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生、奨学意欲のある学生ということでございますけれども、確かに該当していればいいと。奨学、基本的にいえば奨学意欲があればいいと、有利子については、そういうことでございます。

○山根隆治君 分かりました。

大学院にいて、先ほど有村委員のお話、御質疑がございまして、興味深く聞かせていただきましたけれども、私は、非常に学力が顕著な者という、特に優れた者という表現というのは、本当に実は難しいだろうと思います。

ノーベル物理学賞をさきに取られた小柴先生も、もし三分の一ということ厳しく条件として付されていると、恐らく三分の一に入ってなかったんじゃないかというふうに言われておりますし、それから私、もう四十年ぐらい前の記憶で、

ちよつと追っ掛けたんですけれども分からなかったんですが、私の記憶によれば、例えばケネディ大統領もハーバードで百二十人中六十四番だったということが言われていました。

ですから、いつどこで、さきにも参考人の方にも選抜きをどう見抜くかという御質問をさせていただきましてけれども、非常にその優秀さというものを発見するのは難しいわけでございます。また大学のレベルによっても高校のレベルによってもそれぞれ違いがありますし、この辺のところは、無利子の場合には、特に高校成績が三・五以上、大学学部内において三分の一以内というところについてはかなり厳しいものだろうなというふうに思っておりますけれども、これから私はそういう学力というものを奨学金の物差しにするということについては撤廃すべきだというふうに思いますけれども、この点について将来を見越してどのようにお考えになりますか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 育英奨学制度でございましてけれども、奨学という面と人材育成という面がございましてけれども、どちらかというと今、奨学の面にどんだんシフトしてきているという感じがございまして。そういう意味で、有利子の貸与事業が平成十一年からきぼうプラン21という形で大幅に拡充をさせていただいたわけでございます。

端的に言いますと、財源の問題もございまして、より広くという方向を目指すのか、大ざっぱに言つてですね、それからより手厚くと、一人一人に手厚くという方向を目指すのかという、両方を目指さなくちゃならないことは確かなんですけれども、当面、やはりより奨学金を借りて自分で返す、自分で学ぶんだという方々にできるだけ奨学金を使つていただくという方向、今そういう方向になつておりますけれども、基本的には両方充実していくべきだろうと、こう思っております。

○山根隆治君 是非、将来撤廃という方向で考えてもいたしたいと思つています。近々、私も民主党的にも一つの法案の提出を用意をさせていただ

いておりますけれども、それはもう育英からの奨学というのは徹底したものになるかと思つています。この点については是非御期待をさせていただきたいと思つています。いろいろな肉付けのときには是非参考にしていただきたいというふうに思います。そして、もう一つ、この育英奨学事業について問題点を指摘させていただきたいのは、親の年収が条件として一つございまして。つまり、高額所得者については引つ掛かるということになっているわけでございます。

私は、親の人生というものも非常にこれから高齢化社会、特に不安な時代でございますから、必ずしもある一定の年収、今でいうと、無利子の場合でも九百九十五万を超えると駄目だと、こういうことになるわけでございますけれども、私は、この程度の収入の中で果たして、三分の一ぐらい教育費に掛かるといふような時代でもございまして。そういう中で親の豊かな人生というものを阻害してもいけませんし、あるいはまた学生の自立ということからしても、親の年収にかかわらず私は奨学金というものは出すべきだというふうに思つてはいますけれども、この親の年収の撤廃ということについてはどのようにお考えになりますか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) やつぱり基本的には修学困難な学生に対する援助ということが一つございまして、無利子につきましては年収九百九十五万と、これも少しづつあれさせていたいただいてありますが、有利子につきましては今千三百四十一万ということでございまして、ほぼ家計といえますか、親のというか、家計ですね、分布の九割ぐらひは力バをしていっている感じでございます。

それからもう一つ、無利子の方の大学院生につきましては、これは親というよりも本人ということでございますので、よっぽどアルバイトですごくいことをやっている以外は、ほぼ全員がそういう意味では無利子の対象になるということでございます。

○山根隆治君 これは、国としての意思ですから、やはり撤廃する、しないということは、また違ったメンタルの面がすごく大きいわけで、是非この点についても今後検討をしていただきたいというふうに思います。

それでは次に、大学間で奨学金の受給率の格差がかなり生じているというふうに聞くわけですが、これも、これちよつと事前に申し上げていなかったんですが、これは今、実態分かりますか。分かなければ結構ですが、あれば。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 今聞きましたら、いろいろ率はあるみたいですが、現実に、補正予算等も組ませていただながら、大体希望された方には対応しておるといふような状況のようでございます。

○山根隆治君 いや、そうではなくて、大学によつてそれぞれ奨学金の受給率というのか、申請してそれを受けている率というのはどうなのか、格差があるのかということ聞いていますので、けれども、これは急なことですから、ちよつと事務局に御迷惑掛けちゃうので私の方からお話しさせていただきますますけれども。

問題点として指摘させていただきたいのは、私の認識では、奨学金の受給率に格差があるということですが、適用されている人には、つまり、一つには、今までこういう話もございまして、日本育英会から各大学に対して奨学生数、それが内示されている、そしてその格差が受給率に反映しているんだと、こういうことが言われているんですけれども、こうした事実というのはございまして。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 基本的に大学の方で選んでいただくということもあつて、無利子につきましては、各大学に一応採用枠といひますか、そういうものを示しているということでございます。

○山根隆治君 ちよつと直接お答えしにくくてしていいんだか、ちよつと理解されなかつたんだか、よく分からないんですけれども、そうした内示が実際にはあつて、それが影響を

受けているというふうな一つの説というのか、そういうふうな話もあります。あるいは、教務の方が非常に遠慮して、学生に申請というのを控えさせている大学もある。つまり、いわゆる一流校でない大学において教務が内示数から判断して学生に申請を控えさせるというふうなことも言われている。あるいはまた、学生が過去の奨学金の受給可能性に対するうわさとか自校のレベルから判断してその申請を控えるというふうなことが現実としてあるんだと、こういうことが指摘する学者もおられるわけでございますけれども、これらの点について、お答えできる範囲で、認識と対応について御答弁いただけますか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 枠を示しておりますというふうなこともありまして、恐らく御指摘のようないふふな大学もあるんだというふうな思いいます。その辺、どう工夫、改善していくか、また検討させていただきたいと思ひます。

○山根隆治君 是非、実態を調査して、御検討をいただきたいというふうに思ひます。これ以上はこの件は進めません。

さて、高校生の奨学金については、これ都道府県に移管されると、こういうことでございますけれども、こうした国のいろいろな施策のときに都道府県にいうときに、私、どうなんだろうかという思いがいつも少しあるんですけれども、それは政令指定都市、政令市についても県と同じ権限がありますし、予算規模がありますし、意欲があるし能力も高いということからすると、政令市の奨学金についてもこれを我が市でも行うと意欲を示した場合に、都道府県ではなく政令市にこれを移管するということがあってもいいかと思ひますし、また都道府県からすれば、なぜ政令市の分まで我が県がというふうな思いがあつてという場合には、この辺のところは配慮しなくていいのかどうか、今後の課題としての御認識を聞かせてください。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 都道府県にいたし

ました理由でございますけれども、一つは、高等学校の設置管理主体が大部分都道府県であるというところ、それから現に自治体で行われております奨学金事業の多くが都道府県であったということ、それから育英会の支部が、これまでの支部でございますが、都道府県単位で置かれていたといったような実態を踏まえて、今回、その移管先を都道府県にしたということでございます。

ただ、そういうことでございますけれども、各都道府県がこの事業を行うに際しまして、指定都市といふいろいろな必要な協議を行ひまして役割の分担という、要するに施行の中でですね、ということはある得るんじゃないかと、こういうふうな思ひております。

○山根隆治君 この教育の問題につきましては、例えば都道府県からすると、政令指定都市を持つ都道府県からすると、人件費等は県が持つけれども、権限は全部政令市にあるということでの不満というものもありますし、非常に微妙な関係ですよ。

それで、都道府県で奨学金制度をやつていますし、やつておるのがほとんどだということも言われましてけれども、四十三ですか、都道府県。それはそれとしても、やつぱり政令市でやつてるところもあるわけで、これからやはり政令市をどうするかとか。地方分権の時代という中にあつて、必ずしもすぐ、即、何でも都道府県というふうな発想自体が、もう少し研究をした上でそういうふうな判断を私はすべきだと思ひますけれども、これらの点については是非これ研究というか、検討というか、いつも意識の中にそういうことを持つてもらいたいという気持ちがありますが、どうですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) どうしても不都合が生じるというふうなこと、あるいはこの方がやりやすいというふうな際には、制度として政令指定都市が中心となつてというやり方も将来的には予想されるかと思ひますけれども、スタートの時点ではまずそれをやつてみてということにならう

かと思ひます。

○国務大臣(遠山敦子君) ずっとお聞きしておりまして、大変内容のある、真剣にこの問題を考へていただいているというのがよく伝わります。

確かに、我が省の教育行政におきましても都道府県単位というところでやつてまいつておりますけれども、ちよつと御引用なされましたように、義務教育費国庫負担の在り方について、地方分権という角度から、これまで義務教育の学校の教員の問題について県費負担はしているけれども人事権は指定都市にあるというふうなことで、これからむしろ指定都市自体も給与費の負担についてもやつてもらつたらいいのではないかと、こういうことも私も考へております。

ただ、これは教育だけ、あるいは奨学金のことについてだけということではないのかどうか。やつぱり、地方分権という角度から指定都市をどうしように都道府県との関係でやつていただくかというところについては、我が省限りではなかなかできないこともございます。

しかし、委員が御指摘いただいたような視点は、私は、大変大事なことで、今後もこの国会を通じたり、あるいは各地のそれこそ都道府県と指定都市の方々のリーダーたちの意見ということも十分聞きながらそういうことはやつていく時代に入つていくなというふうな思ひております。

○山根隆治君 ありがとうございました。

先ほど、有村委員の議論の中でも、いろいろと認識、改めて認識、私持ったところも幾つかございまして、非常にやはり留学生を大事にしていくということが日本のこれからの繁栄にとつて大きな一つのファクターになつていく、要因になつていくというふうな思ひておりますが、留学生の方の様々な問題というのは、声として既にいろんな相談の件数も相当上がつていっているように思ひ、これからもそうした事業をやつていくという

ことでございますから、そこで吸収することはできようかと思ひますけれども、私は、留学生、在学している方、あるいは一度帰国されている方、あるいは日本にそのままとどまつて社会に出ておられる方、そうした方々からの生の声というのを率直に聞く必要がある、つまり、それを具体的に幅広くアンケート等を行つて集約するというの、一つの方法だと思ひますけれども、過去にはこんなアンケートで意識調査されたりしておられるんじゃないかと。

○政府参考人(遠藤純一郎君) アンケートについては時々の必要に応じてやつておりまして、例えば昨年では、これは文部科学省がストレートというわけではございませんが、日本国際教育協会の方で元日本留学生のアンケート調査といったようなものもやつてございまして、いろんな形でこれまでもやらせていただいているということでございます。

○山根隆治君 その中からいろいろな示唆に富んだ意見、意見というか声もあろうかと思ひますが、是非それを吸収していただいて反映をしていただきたいというふうに思ひております。

今の御答弁で、まだ、ちよつと急なこれもお話だつたので、まとめた、整理した、アンケートがこうだというふうな御答弁じゃなかったんですけれども、是非整理していただいて、我が関係者、文教委員にも配れるような、そういう体制、是非取つていただきたいというふうに思ひます。

それで、実は宿舎を、留学生、充実させる必要があるということでございますが、さきの委員会、参考人の質疑の中でお尋ねを私いたしましたけれども、つまり、十万人計画はほぼ九万六千ぐらいですか達成されたというところでございまして、けれども、やはり外国に、欧米に比べるとかなり留学生の数がそれでもまだまだ低いという状況はなぜかというお尋ねをいたしましたら、参考人の方からの御答弁は、研究のレベルが少し外国に比べて低いということが一番の要因ではないかと。つまり、ハード面よりもそうしたソフトの面での問

題があるのではないかと。こういうことでは一応
ございましたけれども、そうかといつてハード
を、ハード面をおろそかにしていいということ
じゃ全くだいせんけれども、そうした宿舎は
充実させる必要がひとつありますので、是非力
を入れていただきたいというふうに思いますけれ
ども。

もう一つ、私は、ホームステイ、これを是非充
実にして支援を国としてもすべきじゃないかとい
ふふうに思います。と申しますのも、先ほど局長の
答弁を聞いていますと、四％の方が日本嫌いな
なつて帰国される方がいるんだというふうなお話
を聞いて、まあ四％は少ないようでやっぱり多い
というふうな認識を持つべきだと思いますけれ
ども、もしそれがホームステイということでは非
常にホットな、ホットというか温かい家庭で迎え入
れておられたら、外でいろいろな、学校で様々な問
題があったり、日本社会で生きていくのに外でい
ろいろなことがあつても、家に帰ったら家族の方
からいろいろな話を聞かされたりあるいは包み込
まれることによって、そうした思いというものも
消えていくということもあるわけでございます
して、そうしたホームステイの重要さというの
は私は改めて認識すべきだと思いますけれども、そ
のホームステイの現状と、それからこれからの支
援への考え方についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 確かに、外国人の
留学生にとりましてホームステイは、ふだん見聞
できないという日本の一般の家庭における日
常の生活を体験をし、その家庭の方あるいは地域
の方々より深く交流するというところで大変有意
義なことだと思います。

今、留学生交流推進会議というのを各都道府県
に、地域の大学を中心に地方自治体、経済団体、
ボランティア団体が連携をいたしまして、そうい
う会議といいますか組織といいますか、そういう
ものを立ち上げて、いろいろな草の根レベル、地域
レベルでの留学生支援を共同して行っているとい
うことがございますけれども、その中でやはり

ホームステイ、これは地域地域の話が一番大事で
ございますので、そのホームステイを大きな柱に
しましてそういう事業をいたしますか、そのホー
ムステイの促進ということでやっていただいてい
るということがございます。

私ども、そういう各地の留学生交流推進会議の
そういう取組について、財政的にはしてはおりま
せんと思ひますけれども、いろいろな形で支援をし
ていきたいと、こう思っております。
○山根隆治君 財政的に是非していただきたいと
思います。今、局長、後ろを見られたから余り
ちよつと自信がなかったのかも分りませんがけれ
ども、是非、財政的な支援をこれからは是非実施し
ていただきたいというふうに思いますので、この
点についてお願いしたいと思います。

それから、日本人学校の学生に対する支援とい
うことも各界から指摘されるところでございます
が、これについてはいかがでしょうか。奨学金に
ついてです。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 日本語学校等の就
学生に対する奨学金でございますけれども、わず
かではございますけれども年々少しずつ増やし
て、今たしか、平成十五年度予算では二百五十人
に對しまして学習奨励費という形で出させていた
でいる、予算措置をさせていただいていると
いうことでございます。

○山根隆治君 二百五十人というお話ですね。分
母はどれぐらいなんですか、アバウトで。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 就学生の数でござ
います。分母、平成十四年度現在で四万人とい
うことでございます。

○山根隆治君 四万人の中の二百五十人って、ど
ういうふうな考えたらいいんでしょうか。これか
らの展望をちよつと聞かせてください。

○政府参考人(遠藤純一郎君) この制度、平成十
二年にやつと始まりました。まずは留学生というこ
とで、そちらの方を重点でやつてまいりましたけ
れども、就学生についても何かできないかという
ことで、平成十二年から百人でスタートしまし

て、毎年五十人ずつ増えてきていますと、こういう
状況でございます。私どもできるだけこれをも
つと伸ばすように努力をしていきたいと、こう
思っております。

○山根隆治君 やつぱりけた、伸ばし方のけたが
ちよつと違うんじゃないですか。五十人ずつつて
いうと百年たつたら何人ですかね、もう追い付か
ないぐらいのものになりますので、少し発想を変
えて、やつぱり大胆に施策の展開、転換というも
のを是非これは考えていただきたいと思ひますけ
れども。

ちなみに、来年度予算の要求、これから夏に來
て秋になつてそれぞれ省内予算要求固まつてきま
すが、今の腹積もりはどうです。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 留学生関係の支援
というか財政措置というのは、もういろいろ課題
がたくさんありますので、そういう課題の中の一
つとしてとらえましてしっかりと取り組んでいき
たいと、こう思っております。

○山根隆治君 留学生の奨学金については、これ
はちよつと私調べ切つていなかったんですけど
も、貸与型でしたか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 支給でございま
す。

○山根隆治君 是非支給型で、額の問題もござい
ますし、それから一律でなく、やはり各国の経済
事情によつていろいろと、日本の国内での生活と
いうことには変わりはないわけでございますけれ
ども非常に苦勞の度合というものもそれぞれに
違つていますから、それぞれ各国の事情に
応じてケアしながら是非推進をしていただきたい
と思ひます。

それでは最後に、時間もなくなりましたので最
後の質問になるかと思ひますけれども、実は先般
の参考人の質疑の中ですばらしい御意見も聞か
せていただきました。その中で奥島参考人が言わ
れたことは私注目したわけでございますけれど
も、それはどういふことかという、欧米につい
てはほんとにとても頑張つて留学に、日本人です

ね、向かうということがございますけれども、し
かしアジアであるところへ留学するといふ学生が
非常に少ない。これは私は、私は日本も世界の平
和と繁榮の中でしか日本の存在というのは、存立
はあり得ないわけですから、そうしたことは、
欧米への偏りということではなくてアジアにこれ
からは関心を学生も持つてもらいたいと思ひます
し、アジアとの連携、連帯というのは非常に大事
なものになつてきますし、アフリカも、南
米も、かなりあります。

そういうことで、奥島参考人が言われていたの
は、アジア、アフリカ、南米への留学ということ
については、希望者には手厚い奨学金を送ること
いうふうな非常に貴重な御意見を述べておられま
したけれども、こうした考え方について。

つまり、海外へ留学する人には日本人の場合に
奨学金というのは出されておられませんが、
まずその順序として、アジア、アフリカ、南米へ
の留学、留学希望者に対しては奨学金を措置し
ていくというふうな提案だつたと思ひますが、私
も非常に我が意を得たりという思いで聞かせてい
ただきましたけれども、このことについて、最後
に遠山大臣の方から、副大臣の方からですか、
じゃもう一つ、じゃお聞かせをいただいて、最後
に大臣で締めくくつていただくということでお願
いしたいと思います。

○副大臣(河村建夫君) それでは、まず私の方
から答弁させていただきますが、山根委員の御指摘
は非常に私は大事な視点だと、こう私も同感の思
いで伺つておりますが、今、アジア諸国等への派
遣留学生制度というのもあるんでありますが、対
象人数も非常に十七名程度というふうなことで二
年間やつておるわけでございます。

これに對しては、航空、航空運賃のような形で
十万円、それから一時金三万円というふうな形で
支援をしておりますが、もうちよつと私はインセ
ンティブを高くして、欧米、大体欧米へ行かれる

方が八割という現状でございまして、全体では七万六千人、主要六十九か国、八割が欧米ということとであります。

もつと、アジアへ向かう方々についてはその支援をもつと厚くして、インセンティブを高めるということによってアジアに目を向けてもらうということが非常に必要だろうと、こう思いますし、それから大学間の交流等もつとアジアに向けてやる。立命館大学は、大分にアジア専門の留学の受入れ大学を作ったりいたして交流を深めておりますが、そういう意味で、できるだけアジアに目を向けてもらう政策をこれから大いに取る必要があると、私もそういう思いで今お話を伺いながら、そういうことのための予算獲得等もつと我々研究して努力しなさいかぬと、こういう思いでございします。

ちよつと私、若干、今、アジア諸国派遣留学生制度に対して、現状では大学院在学者又は大学卒業後研究に従事する三十五歳未満の者という条件が付いておりますが、この支援については下級の航空運賃、ファーストではないという意味でしょうが、ビジネスクラスの、エコノミーですか、下級運賃の運賃プラス毎月十万円とそれから一時金が三万円出ていると、こういう制度はあるわけでございます。

○国務大臣(遠山敦子君) 山根議員がいろんな角度から今日御議論いただきました。育英奨学制度につきましてもいろんな制度改革の方向もあるのではないかとこの御示唆もございましたし、また留学生にとつて日本が快適な留学生生活であるように、様々なもつとやるべきことがあるのではないかと、さらにはアジアに向けての目をもう少し育てるようにと、大変いい御議論が今日あったと思います。

それで、私は、今回の御提案いたしております新しい日本学生支援機構におきましては、日本の国内の学生のみならず、諸外国からの留学生も一緒に扱うようになったという初めての機構でございまして、そういうことで、日本で学ぶすべての

学生たちが心豊かに、そして本当にいい教育を受けて育っていくようにしていくのに大変いいチャンスだと思っております。その意味では、様々な御提案もいただき、またほかの委員の方からもいただいたお話をしますので、これを機会に、更に日本の奨学制度、それから留学生制度の在り方について私どももより真剣に取り組んでいきたいというふうに思います。

○山本香苗君 公明党の山本香苗です。前回に引き続きまして、学生支援機構法案を中心に質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、大臣にお伺ひいたしたいんですが、先ほど来、留学生十万人受入れ計画、ほぼ達成されつつある、されたというふうな形のお話でございましたが、この計画達成後の留学生施策及び支援、それはどういったものであるべきかとお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

最後に、先ほど山根委員の御質問の最後の質問でお答えになっていらっしゃいましたけれども、今回の留学生支援機構設置によりまして、留学生支援により一層力を入れていっていただくことを期待しているわけでございますけれども、改めてそのことにつきまして大臣の御見解をお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(遠山敦子君) 留学生は未来からの大使とも言われるわけでございます、諸外国との相互理解それから友好親善の増進に資すると同時に、国際的な人材の育成にも資するわけでございます、さらには大学の国際化ということにも寄与するわけでございます、私どもとしても大変大事だと思っております。

おっしゃいましたように、留学生受入れ十万人計画、やつとこれが達成しようとしたしております。本年中にも十万人を達成する見込みであると聞いております。

これからどうするかということでございますが、そうした留学生というものの存在の大事さ、そしてそれは彼らを通じて、将来、日本について

のいろんな懸け橋ができていくということで大変大事だと思っておりますが、これからの在り方につきまして今本格的な議論をし始めております。

現在、中央教育審議会の大学分科会に留学生部会を設置いたしまして、今後の留学生政策の在り方について御審議をいただいております。その中では、例えば、留学生受入れの量的拡大に対応した質的充実の在り方、それから、優れた外国人留学生を引き付けるための大学等における教育研究の高度化と国際競争力の強化はどうあつたらいいか、それから、日本人学生の多様な教育研究のニーズに応じた海外留学生の支援などが課題となつておりまして、この夏にはこの部会から新たな施策について中間的な取りまとめをいただく予定でございます。

その中では、既に御議論をいただきました有村委員、あるいは山根委員からもお話ございましたようなことも、私は広く、できるだけ急いで御議論をいただいて中間報告にも盛り込んで、私どもとしてできるだけそういういろいろな御提言にこたえられるようにやつてまいりたいと思ひます。

そして、日本学生支援機構設立後におきまして、ということとは来年度から更にそれが充実していくようにということで、一生懸命努力をしてまいりたいと思ひます。

○山本香苗君 我が国で学んでいる外国人留学生の実態につきましては、先ほど調査をされていらっしゃるというふうな御答弁ございましたが、その実態は一体どうなつていくのか。また、その実態を踏まえまして、文部科学省、どう分析していらっしゃるのかという御見解についてお伺ひします。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 我が国で学んでおります外国人留学生数でございますけれども、平成十年度以降増加の傾向にございまして、平成十四年五月一日現在でございます、留学生総数九万五千五百五十人、対前年度増加数で一万六千七百三十八人と過去最高になってございます。

千五百強と一番多くございまして、二番目の韓国、三番目の台湾を加えますと、全留学生に占める割合がこの三つで約八割ということとございまして、アジア諸国からの留学生が大半を占めているという状況でございます。

留学生の大量増加の背景でございますが、一つには、まだまだ十分とはいへ、留学生に対する各種の施策の効果が上がったということが一つあるんじゃないかろうかと思ひますし、二番目には、平成六年度以降、今度、日本の少子化等々で我が国の大学への進学者が減つた。その代わりと言えば変ですけども、そういうことで各大学で留学生の受入れ体制の整備をどんどん進めていったということが一つあるのかと思ひますし、もう一つには、アジア諸国で経済の発展が見られたということで、海外への進学意識が高まつたのではないかとといったような背景があるのではないかと考えておるような次第でございます。

○山本香苗君 ちよつと、実態といったときに、そういうことではなくて、もうちよつと違つた御答弁をいただいたなと思つていたんですけれども、ちよつとそれは置いておきまして。

日本に留学してくるとき、日本語ということとは学んでいくとちよつと違うところがあるわけでございますが、留学生への日本語教育の重要性というのはどのように御認識になられていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(遠山敦子君) 日本での大学教育は多くの場合日本語で行われているわけでございます、そういう専門教育が円滑に行われるためにも、あるいはその理解を深めるためにも大変大事でございますし、それから、日本で生活する上でも欠かせないものでございます。

同時に、その日本語の習得を通じて、更に深く日本の文化でありますとか日本の社会でありますとかということへの理解も深まるわけでございます、やはり日本語の習得ということをやつてもらいたい、これは非常に大事なことでございまして、思ひます。

○山本香苗君 是非ともそういつたことも頭に入

それから、アジア地域の四か国、四都市に設置をしております海外事務所、それから日本留学促進資料公開拠点となっております十三か国、三十二か所の在外日本公館、帰国留学生会、それから海外の大学の図書館等におきまして日本留学に関する資料を公開している。さらには、インターネットを活用して各種の情報を提供するといったような広報活動を積極的に実施しておりますけれども、この機構ができますと、日本国際教育協会のみならず、学友会等々の留学生関連施策を行っておりますところが一緒になるわけでございまして、更に充実した形で情報発信等広報活動に努めてまいりたいと、こう思っております。

それからもう一つ、今回、日本学生支援機構が
できますと、今までいろんな財団で行っておりま
した留学生宿舍、これが一つに統合になりまし

さらには、お帰りになった外国人留学生の動向、それから新たなフオローアップ事業に対す

る、どういふことをやってほしいかといったようなことを調査をするなど、基礎的な情報をデータベース化をしまして、それを提供するというような事業を実施をしておるわけでございますけれども、こういったようなフォローアップ事業を通じて、今帰国された方々のニーズを調査をしながら、また、今後更にどういふことができるか検討しながら充実に図っていききたい、こう思っております次第でございます。

○山本香苗君 実際、日本に留学して、日本人のこと、また日本のことをよく、まあ直接肌で知って、そして日本の本当の理解者になってくれる、そうした未来からの大使というその留学生の位置付けというのは大変大事だと思います。と同時に、その留学生が帰国後、本国に帰って活躍している姿、その姿というのは、その国にいるこれから留学しようかなと思っている学生さんたち、外国人の学生さんたちにとっても一つの、日本を選ぶという一つの動機付けにもなることだと思いますので、帰国後もしっかりとフォローアップをしていただきたい、つながりを持続けていただきたいと思っております。

この留学生関連につきまして最後に御質問なんです、ちよっと先ほどの山根委員の御質問の中にもございましたけれども、私たちが一般に留学生と言ったときに、どうしても、日本で勉強している、日本語学校にいる学生さんたちも皆一緒に、日本語学校に在籍する学生さんたちも皆一緒に、日本語学校に在籍する学生さんたちは就学生という立場なわけですね。学習奨励費、以前お願いをお願いしてどうにか作っていただきまして、二百五十人、微々たるもので増えてきていますところでございますけれども、そもそものこの文部科学省の就学生に対するスタンスというものは一体どういふものなんですか。新機構におきましてはどういう対応をしようかと思っております。

○副大臣(河村建夫君) 山本委員御指摘のように、いわゆる就学ビザと留学ビザと一応分かれて

おるわけでございますが、しかし現実には、いわゆる就学ビザで学んでおられる皆さん方がそのまま留学をされるということは非常に多くなっております。これは、これはやっぱり留学生交流といいますが、そういう観点からこれは就学生を支援することは大事である、こういう認識に立っておるわけでございまして、御党からもいろいろ御提言をいただき、今御指摘のように二百五十名、先ほど山根委員からもこれは少ないじゃないかという御指摘がございました。

日本語学校が三百三十近くあるわけでございまして、一人一校までまだ行っていないような状況でございますが、これをもっと伸ばすということが必要であるというふうにも思っておりますし、さらに、そうした就学生のために留学情報の提供をしつかり行っている、留学していただくに日本との交流を深めていただく、そういう方向で、就学生が在籍する日本語教育機関の質的向上を図るためにも、日本語教材の研究開発、あるいは日本語教育機関の教員等を対象とした研修会の開催等も行いながら、就学生に対する支援を更に強めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○山本香苗君 ありがとうございます。

実際、就学生、留学生と大分支援の面で違いがあるわけでございまして、お金がもらえるもらえないだけではないで、いつも提案させていただいていきますように、定期券一つ取っても、就学生、留学生、学割使える使えないいろいろなあたりとか、学ぶ環境というものも違うわけでございます。しっかりと実態に合わせて、先ほど強めていきたいと言ったくださった、その言葉を実現していただきたいと思っております。

次に、新機構におきましてはキャリア形成支援、それを行うこととなっております、それによってインターンシップについても支援を行うことということになっておりますが、そこでまず最初に確認させていただくんですが、この新機構は、大学、企業、学生が気軽にインターンシップ

に関して相談できる総合的な窓口だという位置付けの認識でよろしいでしょうか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 学生に対していろいろな支援は基本的には大学でやるということでございまして、この支援機構は、その言わば後方支援というように、大学のいろいろな取組をバックアップするという仕事をし、かつ御指摘のように総合的な窓口としての機能を果たすということが期待されている、こう思っております。

○山本香苗君 ありがとうございます。

インターンシップというのは、この文部科学省だけではなくて経済産業省、厚生労働省、三つの省が絡んでいるわけでございます。どこがどうやっていく、基本的なガイドラインというものもあいいいとか、そういったことをお伺いしておりますが、新機構が効果的にその業務を遂行するに当たって、それぞれの役割というものが適切に分担されていることが必要じゃないかと思っております。

そこで、三省の間でインターンシップを推進していくための連絡協議会みたいなものをお作りになられたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副大臣(河村建夫君) インターンシップの重要性といえますが、また非常に意味があると私も思っております、実は私も山本委員の御質問等を事前にお伺いしながら、これ連絡協議会が当然あるものだと思っておったのでありますが、実は立ち上げのときに、最初のこのインターンシップ制度を立ち上げるときに、三省集まってどういふふうにするかという情報交換をやったようでございます。その結果、それぞれの省が、教育的観点、あるいは産業振興、それから労働政策、それぞれの観点からお互いに協力し合おうということ、文部科学省は実施大学を支援をする、それから経済産業省は受入れ企業に対する支援をする、それから厚生労働省は学生に対する相談・援助とか企業等に対する情報提供、こういう役割を担いながらやっておるようなわけでございます。

しかし、現時点で定期的にそういう取組がなされているかというと、私、まだ十分だと思いませんので、これから三省、更にこれを推進するための、これから更に何をどういふことをやっていけばいいかという意味も含めて、両省に働き掛けて、この問題について協議的なものを設けながら私はやる必要があると思っておりますので、山本委員の御指摘、御提言を踏まえて対応してまいりたい、このように考えております。

○山本香苗君 ありがとうございます。

こうしたものが三省にまずできると、今回の新機構は大学というものの後ろの後方支援というふうなお話が今ありましたけれども、インターンシップは大学生だけでもありませんので、今問題になっております高校生の就職難、高校生のインターンシップ、そうしたものにも対応できるようにものにもなっていくのではないかと思いますので、是非とも早急にそうしたものを、河村副大臣、遠山大臣のリーダーシップで両省に働き掛けていただきたい、作っていただきたいと思っております。

先日、参考人、清成法政大学教授がお越しになられました中で一つ面白いなと思つたことがございました。この新機構におきまして、キャリア形成支援というものが入ったことによって、そうしたプロの方を配置して各大学に派遣したらどうかということをやっているというふうなことです。単に大学の教員の方を支援機構のところに集めてキャリア形成支援、こういうふうな形でやりなさいねという研修だけじゃなくて、各大学にばつと行って出前の何かやってあげる、そうしたこともあつてもいいんじゃないかと思うんですが、こうしたことは想定されていらつしやるんですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 今、現実によつておるといいますか、やるということが決まっておりますのは、各大学で学生支援業務を担当する教職員を対象に体系的なプログラムで研修を実施する、そしてそういうことを担当する教職員の一層

の専門性の向上を支援していくと、これがあるまま

それから、今、派遣してどうかと、こういうお話なんですけれども、キャリア教育の専門家リストを作成して、それをデータとして各大学に提供して、そういう必要が生じた際にはこういう方というそのリスト、そういうものを提供するということについては検討をしているということでございますが、具体的に各大学に派遣をするということにつきましては将来的な課題かなと、こういうふうには思っております。

○山本香苗君 要請があった場合に柔軟に対応できるようなそうした体制があればなと思っております。是非とも検討していただきたいと思います。

キャリア教育から離れまして、検討会議の最終報告の中にもちらっとだけ書いてあったわけなんです。報告を持った学生への支援ということについてお伺いしたいと思います。

障害のある学生を含め個々の学生のニーズに的確に踏まえて更なる業務の充実ということが指摘されているわけですが、単に障害のある学生だけに特別な支援をするという、そういう視点ではなくて、障害があるないにもかかわらず、みんなが安心して学べる環境を作るといって、そういった発想に立つて支援が行われることが必要だと思えますが、支援機構におきましては障害のある学生への支援ということはどういうことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(遠山敦子君) 障害を持つ学生にとりましてキャリア形成というのは大変大事だと考えておりまして、日本学生支援機構におきましては、大学等に対するキャリア形成支援業務に取り組んでもらう際に、例えば学生と企業のマッチングを図るために受入れ企業の開拓、それから受入れ企業に関する情報提供を行う必要がございますし、それから障害を有する学生のキャリア形成、そういったようなことを行うことによりまして障害を有する学生のキャリア形成支援というものが十分に行われるようにしていかなければならないと考えます。

この仕事はこれから開拓していくものでござい

ますけれども、それぞれの大学がいろんな取組をする際にこの支援機構がいろんな情報提供を行っていく、それから受入れ企業との関係についてもできるだけ支援機構が乗り出していつて何かできるようなになっていけば大変すばらしいと思えますが、しかし、考え方としては、そういう支援、障害を持った学生に対する支援というのも重点の中に入れてやっていく必要があるというふうには考えております。

○山本香苗君 最後にお伺いいたします。

前回の委員会で、支援機構に移行する際に入れない職員の方が約二百人ぐらいという御答弁がございましたが、その審議の中で、法律案を見ますと、青英会以外のこの四公益法人の方から削られていくんじゃないかなといった御意見もあつたりとかしたわけですが、留學生支援、キャリア形成支援、今大変重要なものだという御答弁をいただきました。こうした業務に携わっていた方々、豊富な経験を持つ方々についても、新機構への移行に際して、待遇の差がない形でしっかりと雇用を確保していただきたいと思います。御答弁が、力強い御答弁をいただきたいと思います。

○副大臣(河村建夫君) 山本委員御指摘のとおり、四公益法人の職員の合計が六百四十六人で、日本学生支援機構に移行される職員が四百五十名程度ということでありまして、約二百名の方々が日本学生支援機構には行けないと、こういうことになるわけですが、そういうことになりまして、委員御指摘のとおり、今後十分関係法人とも御相談をし、その御意向を踏まえながら、留學生関係公益法人において実施してきた事業の一部を承継する法人がございまして、公益法人がございまして、ここへ雇用していただく点、あるいは大学等の関係機関、これに雇用の働き掛けを求めているということで、この二百名の方々の雇用の確保が図られますように文部科学省としても

最大の努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○山本香苗君 終わります。

○委員長(大野つや子君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

正午休憩

午後一時開会

○委員長(大野つや子君) ただいまから文部科学委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、独立行政法人日本学生支援機構法案及び独立行政法人海洋研究開発機構法案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○畑野君枝君 日本共産党の畑野君枝でございます。

独立行政法人日本学生支援機構法案について質問をいたします。

奨学金をもらうネットワークの学生の皆さんに寄せられた声ですが、奨学金は命綱、月五万円稼いで、奨学金四万七千円をもらって、自分の生活費と学費二十五万円くらいを出そうとするといふ足がうまくついているのですが、それでも必要です。ほかの人でもバイトしつ放しで暇がない人もたくさんいます。お金を返すために必ず就職しないと借金がどんどん膨らんでいくわけだから、大学が資格学校や就職のための学校になって学問ができなくなり、最高学府の学びの危機になる気がします。学生に勉強させないことは日本の危機にもつながっている、こういう声が寄せられております。

また、これは今年出されました東京私大教連の二〇〇二年度私立大学新入生の家計負担調査でございますが、そこに父母の声として、三十数年前の私大授業料は十四万円、年間当たり、だつたと記憶しています。現在はそれの九から十倍です。初任給は当時四万円、現在二十万円として五倍の伸び方です。つまり、私大を含めた教育費が余

りにも高くなり過ぎており、生活に犠牲を強いられている人が多数いるのが現状だと思います。また、ほかの親の方は、高校のときに外国に留学をしていたが、外国の方がすべてにおいて生活しやすい環境にある、こういう声を寄せられております。

先日、五月十三日の参考人質疑でも出されました先進諸国と日本のGDPに対する高等教育費の公財政支出の割合について、数値をお示しください。

○政府参考人(遠藤純一郎君) OECDの調査によりまして、一九九九年現在で我が国の高等教育費に対する公財政支出の国内総生産、GDPに対する割合でございますが、〇・五％というところでございます。

○畑野君枝君 ほかの国は。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 他の先進諸国でございますけれども、アメリカで一・一％、イギリスで〇・八％、フランスで一・〇％、ドイツで一・〇％と、こうなっております。これにつきましては、GDPに対する公財政支出の割合や教育制度の相違など国により様々な条件が異なるということもございまして、単純な比較は困難な面があるのではないかとというような注釈もできると思っています。

○畑野君枝君 いろいろお話がありましたけれども、先進諸国に比べても後れている状況だといふふうにお話があったと思えます。

大臣に伺いたいのですが、日本が更に高等教育費の予算を増額する、併せて奨学金の事業も前進させる、予算の前進を進めるべきだといふふうには思いますが、いかがですか。

○国務大臣(遠山敦子君) 国公私立大学を始めいたします高等教育機関といえますものは我が国の将来にとりまして極めて重要であるわけでございます。優れた人材の育成、それからまた学術研究の先端的な分野をどんどん伸ばしていく、あるいは学問を継承していく、いろいろな意味からいまして、知の世紀を支えてもらうのに高等教育機

効果的、だという観点等々、いろんなことを踏まえ
まして、具体的に今後検討を進めてまいるとい

的人材が養成できる。これまでは、どの職に就くかということでこれが貸与になっていたことを、

とで、そういうことで卒業後の心配なくやっていると。そういう人たちが育ってきている外国、比べ

そのような基準が変わるということはあるんですか。

いません。それでやりたいと言え、そういうことでやらせていただくということでございます。

○畑野君枝君 新しい機構の中で回収に当たつての督促という点では、試行的に育英会でも滞納者へのサービサーが外部委託で行われておりますが、これは新機構でも行うという考えですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 回収をきちんとするという観点で、日本育英会におきましては、平成十三年度は試行ということでございますが、十四年度からは本格的に回収についてのノウハウを有する法務大臣の許可を受けた正規の債権回収会社、いわゆるサービサーに電話での請求業務を委託して行つておるわけでございます。

具体的には、電話で滞納者へ返還の督促をする、あるいは口座振替にまだ入っていない人に口座振替に入ってくださいという加入依頼をするといったようなことをしております、これによりまして、それまでは電話での返還督促といひましても勤務時間中という、日中しかやっていなかったんですけれども、こういう会社、サービサーをお願いするということで、夜間や休日における請求が可能になったということでかなり効果は上がつてきておるわけでございまして、日本学生支援機構移行後におきましても、これらの電話請求等に関する外部委託を推進していくということにしておるわけでございます。

○畑野君枝君 この間、この委員会で質問をしたことがありますが、夜、突然掛かつてきてびっくりしたという学生の苦情もありまして、それはやはり奨学事業というのは教育事業ですから、きちつとこれはもうサービサーを含めて、学生への親切丁寧な対応をされるということになりますか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 返還は学生も卒業して就職してからということでございますから、日中働いているという方とところに電話をしてもだれもいない。したがって、電話での督促が機能していなかったということで、仕事を終わって帰つて、余りお疲れになつてるときには大変申し

し訳ないんですけども、帰つてきたところで返してくださいという電話での督促をする、こういう形で行つておるわけでございます。

○畑野君枝君 私は、これはやはり借りていた機関が学生として、そしてそれを返していく。今の融資制度の中で、きちつとその意義を含めて丁寧な対応をするべきだということを求めておきたいというふうに思います。

そして、機関保証制度に基づいて新しい法人が代位弁済請求を行うというふうにしておりますけれども、保証機関として公益法人の話がこの間ございまして、具体的にどういうふうにするおつもりですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) この奨学金事業、教育施策の一環として行つてございまして、できるだけそういう趣旨に沿つたような形で制度を作つていきたい、こう思つておりまして、この機関保証制度の実施主体、これにつきましては、業務利益を見込まない、あるいは主務官庁である文部科学省の監督の下で継続的、安定的に業務を行うことが可能であるという点も踏まえまして、公益法人でやるのが適当ではないかと。しかも、そのコストということを考えますと、既存の法人を活用して、できるだけ安い保証料でサービスを提供するということが可能になるように、こう考へておる次第でございます。

○畑野君枝君 保証料は、何か具体的に比較検討できるようなものは考へているんですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 保証料につきましては、これもやはりできるだけ安くという基本的な考へ方があるわけでございまして、この保証料の水準につきましては現在検討中ございまして、学生からの保証料の収入と代位弁済に必要な経費との収支のバランスが取れるということを中心としながら、学生の負担が過大とならないようにということに留意をして検討していきたい、こう思つておるわけでございます。

○畑野君枝君 こういふ問題も、具体的にどういふふうな学生の負担になるのかというのもお示し

になれない。これは教育資金として、教育機関の教育事業としてやる奨学金なわけでしょう。

もう一つ懸念されているのは、保証機関から代位弁済のための民間の信用情報機関に未来ある学生たちの情報が提供されるという問題です。この点についてはどのように考へておるんですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 新しい機関保証制度を導入するに当たりましては、個人信用情報機関を利用することを検討しておるわけでございまして、このことによりまして、学生に対する奨学金以外の各種ローンの過剰貸付け、多重債務への移行といった点を防止することが可能になるんじゃないかということも考へておりまして、消費者である学生の保護という面での利点もあると、こう考へております。

さらに、個人信用情報機関につきましては、法規制などによりまして個人信用情報保護のための体制整備がなされていると承知しておりますけれども、保証機関から提供する情報の内容につきましても、機関保証制度の利用者が学生であるということも勘案しまして、教育的配慮の観点から踏まえまして更に検討を行うなど学生の個人信用情報の保護に万全を期してまいりたいと、こう考へておる次第でございます。

○畑野君枝君 多重債務を防ぐとおっしゃいましたけれども、ローンじゃないんです。それを同じように一律に考へているところがある問題じゃないですか。具体的な話も全くされてない。本当に審議できない状況だと思つてます。

私、最後に、独立行政法人化に伴つて、まともて伺いますけれども、これまでの繰上償還、いわゆる一括返還ですね、これがどうなるのか。報奨金については今後も従来どおりもらえるのか。それから二つ目に、返還猶予というのがあるんですが、これはどうなるのかということについて伺いたいと思います。

○政府参考人(遠藤純一郎君) その返還猶予の制度でございまして、育英会ではその奨学金の貸与を受けた者が卒業後上級学校に進学した場合、あるいは病気や災害等によりまして奨学金の返還が困難になつた場合、さらには倒産、失業等の理由によつて返還が困難となつた場合にも返還を猶予する制度を設けてございまして、この制度につきましては、学生支援機構におきましても存続をさせていくということにしておるわけでございます。

それから、繰上げ返還に係る報奨金制度でございまして、これは無利子の奨学金につきまして最終返還期日四年前までに一括して繰上げ返還した場合、繰上げ返還額の五％を報奨金として支払つておるわけでございまして、この報奨金制度につきましては、地方公共団体での公租公課や電気代の公共料金の取扱いにおきましても廃止等の見直しが行われているということ、それから奨学金事業を行う財源として活用することにより奨学金事業の拡充が可能となること、本来、返還は計画的に返済していただくことが基本でございまして、繰上げ返還は健全債権の先取りとなるということなどから将来の執行に不安定要因を残すということも考へられるわけでございまして、現段階におきまして、その在り方につきまして廃止も含めて検討が必要ではないか、こう考へておる次第でございます。

○畑野君枝君 もう終わりますけれども、本当に聞けば聞くほど、もう大変な中身じゃありませんか。育英会創立以来の精神は、担保のある学生生徒より、担保のない学生生徒にこそ奨学金を提供しなければならぬ、こういうことで採算や効率と相入れないんですよ。

そのことを厳しく指摘して、私の質問を終わります。

○委員長(大野つや子君) 他に御発言もないようです。両案に対する質疑は結局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願いたいと思います。

○畑野君枝君 私は、日本共産党を代表して、独

立行政法人日本学生支援機構法案並びに独立行政法人海洋研究開発機構法案の両案について、反対討論を行います。

日本学生支援機構法案の反対理由の第一は、特殊法人等整理合理化計画を受けて日本育英会を廃止し、他の学生支援業務と統合して新たな独立法人を設置するとしていますが、育英会を廃止すべき客観的な根拠は示されず、国民の教育を受ける権利を保障する事業である奨学金事業を効率化や経費削減を優先する独立行政法人にゆだねることは極めて問題だということであります。

第二に、従来の連帯保証人制度のほかに、今回新たに機関保証制度を設け、貸与を受ける学生が一定の保証料を支払うこととしています。しかし、機関保証制度の導入で、奨学生の長期にわたる奨学金返済が教育ローン化へと進み、民間信用情報機関への個人情報提供など新たな問題を生み出すことです。

第三に、教育・研究職に就く大学院生の返還免除職制度が廃止され、優れた業績を上げた大学院生への卒業時の返還免除の導入がされることは、返還免除制度の大きな切下げであり、大学院生には大きな打撃となるものであります。

第四に、高校奨学金事業を都道府県に移管するとしています。高校奨学金は、不況が進行する中、その希望者は急増しており、その充実に望まれています。今回、一定期間経過後は完全移管となり、国の責任放棄となることは明らかです。

次に、海洋研究開発機構法案についてです。

科学研究においては、研究とその評価には長い時間が必要です。中期目標による成功が必要条件とするならば、安易な評価による研究中断や研究テーマの萎縮をもたらす、科学研究の自由な発展を阻害するものとなり、また採算性が評価基準となれば産業に直結しない基礎研究が軽視されることとなります。これまで築いてきた研究者と船員の一体的な協力関係も崩されかねないことなど、独立行政法人化にはなじみません。

以上の理由から両案に反対を表明し、討論を終わります。

○委員長(大野つや子君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより両案の採決に入ります。
まず、独立行政法人日本学生支援機構法案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大野つや子君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、佐藤泰介君から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤泰介君。

○佐藤泰介君 私は、ただいま可決されました独立行政法人日本学生支援機構法案に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

独立行政法人日本学生支援機構法案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。

二、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業について、憲法、教育基本法の精神にのっとり、教育の機会均等の実現のため、無利子奨学金を基本としつつ、奨学事業全体の一層の拡充に努めること。

三、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる大学院生に対する奨学金の返還免除については、対象となる学生の選考基準を明確にするともに、学生の選考に当たっては、客観性、公平性の確保に十分留意すること。

四、機関保証制度の運用に当たっては、奨学生の経済的な負担等に対する教育的配慮を行い、適正な運用に努めること。

五、返還金の回収については、返還金が奨学事業の主な原資となつていくことにかんがみ、積極的な広報活動等による回収率の向上に努めること。

六、高校奨学金の地方移管に当たっては、奨学事業の縮小を招かないよう、適切な財源措置を行うとともに、その事務の遂行に支障が生ずることのないよう万全の措置を講ずること。

七、留学生を対象とする奨学金の拡充や宿舍の確保等学習環境の整備充実を努めること。

八、独立行政法人日本学生支援機構への移行等に当たっては、これまで維持されてきた職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(大野つや子君) ただいま佐藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大野つや子君) 多数と認めます。よって、佐藤君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、遠山文部科学大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。遠山文部科学大臣。

○国務大臣(遠山文部科学大臣) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

どうもありがとうございます。

○委員長(大野つや子君) 次に、独立行政法人海洋研究開発機構法案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大野つや子君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、佐藤泰介君から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤泰介君。

○佐藤泰介君 私は、ただいま可決されました独立行政法人海洋研究開発機構法案に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

独立行政法人海洋研究開発機構法案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。

二、業績評価等を行うに当たっては、独立行政法人海洋研究開発機構の行う研究開発の特性を踏まえ、適切な評価が実施されるよう十分配慮するとともに、その評価体制・手法について継続的に見直し、改善を行うこと。

三、海洋科学技術の研究開発を行うに当たっては、産学官の連携を一層推進し、成果の有効活用を努めること。

四、船舶の効果的かつ効率的な活用を図ることにより、運航日数の増加、観測海域の拡大等、研究機会の提供拡大を含めた研究環境の充実に努めること。

五、独立行政法人海洋研究開発機構への移行に当たっては、これまで維持されてきた職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮すること。特に、現に船舶の運航に係る業務に従事する職員については、その業務の特

性にかんがみ、雇用の維持について特段の配慮をすること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(大野つや子君) ただいま佐藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大野つや子君) 多数と認めます。よつて、佐藤君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、遠山文部科学大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。遠山文部科学大臣。

○国務大臣(遠山敦子君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

ありがとうございます。

○委員長(大野つや子君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(大野つや子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

平成十五年五月二十二日印刷

平成十五年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A